

●香川県告示第109号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次の表の右欄に掲げる土地を当該左欄に掲げる字の区域に平成20年3月12日から編入する旨、観音寺市長から届出があった。

平成20年3月11日

香川県知事 真 鍋 武 紀

観音寺市豊浜町和田字谷尻	観音寺市豊浜町和田字新畑甲3111の2、甲3123の1及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である市有地の一部
	観音寺市豊浜町和田字高尾丙10の4